

平成19年度決算における健全化判断比率・資金不足比率の公表

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は毎年度、決算に基づいて健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会に報告するとともに、市民のみなさまに公表することとなりました。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の3段階(将来負担比率に財政再生段階はありません)に区分されます。また資金不足比率は、公営企業ごとに算定するもので「健全」「経営健全化」の2段階に区分されます。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画をいずれも議会の議決を経て定める必要があります。

健全化判断比率等の公表は平成19年度決算から、また、財政健全化計画等策定の義務付けは、平成20年度決算から適用されます。

平成19年度決算に基づき算定した亀山市の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国が定める基準を下回りました。今後も健全な財政運営に努めます。

健全化判断比率

指標の名称	概要	国が定める基準		本市の状況	
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	12.75 %	-	赤字額がないため「-」
		財政再生基準	20.0 %		
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	17.75 %	-	-
		財政再生基準	40.0 %		
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	25.0 %	4.8 %	
		財政再生基準	35.0 %		
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	早期健全化基準	350.0 %	21.5 %	
		財政再生基準			

資金不足比率

会計名称	概要	国が定める基準		本市の状況	
水道事業会計	各公営企業の資金不足額が事業規模に占める比率	経営健全化基準	20.0 %	-	資金不足額がないため「-」
工業用水道事業会計				-	
病院事業会計				-	
国民宿舎事業会計				-	
農業集落排水事業特別会計				-	
公共下水道事業特別会計				-	

亀山市		人口	H17国調	49,253	住民基本台帳人口	20.331	47,497	面積(k㎡)	190.91	財政力指数	1.197	市町村類型	- 4
平成19年度決算に基づく健全化判断比率の状況		実質赤字比率(早期健全化基準)(%)	(12.75)		連結実質赤字比率(早期健全化基準)(%)	(17.75)		実質公債費比率(早期健全化基準)(%)	(25.0)		将来負担比率(早期健全化基準)(%)	(350.0)	
実質赤字比率		実質公債費比率											
区分		決算額(単位:千円)		区分			決算額(単位:千円,%)			左の内訳(平成19年度)			
A 繰上充用額		0		分子			公債費充当一般財源額等(繰上償還及び満期一括地方債の元金に係るものを除く)			1,632,074 1,606,748 1,529,377			
B 支払繰延額		0		分子			満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還に相当するもの(年度割相当額)等			公共下水道事業 311,599 農業集落排水事業 129,720 病院事業 57,282			
C 事業繰越額		0		分子			公営企業等の地方債の償還の財源に充てたと認められる繰出金			345,276 468,859 498,954			
D 標準財政規模		15,339,483		分子			一部事務組合等の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金						
実質赤字比率 [(A+B+C)/D×100]		-		分子			債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの			1,045 1,008 969			
連結実質赤字比率		資金不足比率(単位:%)		分子			災害復旧費等に係る基準財政需要額			420,732 495,171 596,290			
区分		決算額(単位:千円)		分子			のうち準元利償還金に係るもの						
A 一般会計		1,243,930		分子			事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費			717,778 652,622 585,934			
B 国民健康保険事業		81,318		分子			のうち準元利償還金に係るもの			296,340 300,207 311,679			
C 老人保健事業		10,509		分子			密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金			5,915 6,395 6,379			
D 水道事業会計		1,046,649		分子			のうち準元利償還金に係るもの			748 745 750			
E 工業用水道事業会計		162,564		分子			A 小計 [()-()]			536,882 621,475 528,268			
F 病院事業会計		1,440,826		分子			標準財政規模			11,765,996 12,986,093 15,339,483			
G 国民宿舎事業会計		155,448		分子			の額			1,441,513 1,455,140 1,501,032			
H 農業集落排水事業特別会計		16,630		分子			B 小計 [-]			10,324,483 11,530,953 13,838,451			
I 公共下水道事業特別会計		29,813		分子			C 実質公債費比率(単年度) [A/B×100]			5.2 5.3 3.8			
J 法適用企業				分子			実質公債費比率(3ヵ年平均) [C/3]			4.8			
K 法非適用企業				分子			将来負担比率						
A 連結実質赤字額((1)~(28))		0		分子			区分			決算額(単位:千円,%)			
B 標準財政規模		15,339,483		分子			一般会計等の地方債年度末残高			19,534,182			
連結実質赤字比率 [A/B×100]		-		分子			債務負担行為のうち公債費に準ずる支出予定額			7,653			
				分子			公営企業等の地方債の元金償還金に対する一般会計等負担見込額			8,817,168			
				分子			一部事務組合等の地方債の元金償還金に対する負担見込額			0			
				分子			退職手当支給予定額(期末要支給額)のうち一般会計等負担見込額			4,141,364			
				分子			設立法人の負債等に対する一般会計等負担見込額			0			
				分子			連結実質赤字額			0			
				分子			組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額			0			
				分子			充当可能基金年度末現在高			6,162,449			
				分子			充当可能特定歳入の見込額			5,289,409			
				分子			地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額			18,065,418			
				分子			A 小計 [()-()]			2,983,091			
				分子			標準財政規模(臨時財政対策債を含む)			15,339,483			
				分子			災害復旧等に係る基準財政需要額			596,290			
				分子			のうち準元利償還金に係るもの			0			
				分子			事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費			585,934			
				分子			のうち準元利償還金に係るもの			311,679			
				分子			密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金			6,379			
				分子			のうち準元利償還金に係るもの			750			
				分子			B 小計 [-()]			13,838,451			
				分子			将来負担比率 [A/B×100]			21.5			
				分子			実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率において赤字額、資金不足額が発生しない場合は「-」と表示する。			1. 国庫支出金等 0 2. 貸付金の償還金 1,979 3. 公営住宅の賃借料等 177,028 4. 都市計画税 5,110,402 5. その他の収入 0			